

地 域 指 定 年 度	平 成 21 年 度
計 画 策 定 年 度	平 成 22 年 度
計 画 見 直 し 年 度	平 成 26 年 度
	令 和 7 年 度

小林市農業振興地域整備計画書

令和 7 年 8 月

宮 崎 県 小 林 市

目 次

第 1 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向 1
 - (1) 土地利用の方向 1
 - (2) 農業上の土地利用の方向 4
- 2 農用地利用計画 5

第 2 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 6
- 2 農業生産基盤整備開発計画 7
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連 8
- 4 他事業との関連 8

第 3 農用地等の保全計画

- 1 農用地等の保全の方向 9
- 2 農用地等保全整備計画 9
- 3 農用地等の保全のための活動 9
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連 9

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 10
 - (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 10
 - (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 12
- 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 13
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連 13

第 5 農業近代化施設の整備計画

- 1 農業近代化施設の整備の方向 14
- 2 農業近代化施設整備計画 16
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連 16

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

- 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向……………17
- 2 農業就業者育成・確保施設整備計画……………17
- 3 農業を担うべき者のための支援の活動……………19
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連……………19

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標……………20
- 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策……………20
- 3 農業従事者就業促進施設……………21
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連……………21

第8 生活環境施設の整備計画

- 1 生活環境施設の整備の目標……………22
- 2 生活環境施設整備計画……………23
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連……………23
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連……………23

<用語解説>

第9 附図

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（附図3号）……………該当なし
- 4 農業近代化施設整備計画図（附図4号）……………該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図5号）……………該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（附図6号）……………該当なし

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、平成 18 年 3 月に栗、ゆずを特産とする旧須木村と合併し、さらに平成 22 年 3 月にはアールスメロンやマンゴーを特産とする旧野尻町と合併して誕生した市で、南九州の中央部、宮崎県の南西部に位置し、北部は西米良村、熊本県多良木町、熊本県あさぎり町、東部は綾町、宮崎市、南部は高原町、都城市、鹿児島県霧島市、西部はえびの市に接している。

地形的には、霧島連山を有する山地地形となっており、市街地中心部から北部及び南部に行くにしたがって標高が増し、特に南部においては韓国岳（標高 1,700m）を最高峰とする標高 1,300m の地帯が広がっている。

市の中央部を大淀川水系の岩瀬川、辻ノ堂川が貫流しており、山間平野部の農耕地を形成している。気候的には、年平均気温 16.8℃、年降水量 2,915.0mm（令和 5 年）となっているが、昼夜間及び夏冬の温度差が大きく、年降水量の約 7 割が 5 月～8 月に集中している。また、降霜は 11 月初旬から 4 月初旬まで見受けられ、霧島おろしと呼ばれる強い西風を伴う寒雨も観測されている。

近年では、生駒高原や北霧島、三之宮峡等の観光資源を活かした地域開発が進められている。また、工業化へ向けた企業誘致等の取組ともあいまって、市街地を中心にした都市基盤整備が図られてきており、今後も都市化が進むものと考えられる。

また、本市のほか、えびの市、高原町にまたがる西諸県地域は、霧島山麓の広大な畑地地帯を利用した畜産、畑作を中心とする田園地帯が形成されており、県内農業産出額の約 16% を占める農業の盛んな地域となっている。

本市においても農業は、就業人口の 19.1%、産業産出額の約 13% を占めており、基幹産業として位置付けられている。その中でも畜産は、農業産出額の約 65% を占めており、中心的な農業に位置付けられるが、耕作物における稲作の割合も比較的高く、作付面積の約 4 割を占めていることから、日本一の評価と名高い肉用牛などの畜産と、稲作を中心とした農業経営が主体となっている。

しかしながら、近年では、経営所得安定対策等の実施により、飼料作物及び野菜の生産を主軸とした転作の促進と農地の集積が図られており、稲作及び畜産を主体とする複合型農業による安定経営へと様変わりしつつある。

本市における都市化の動向から農地の宅地、商・工業用地等への転用は、更に進むものと考えられるが、農業の動向を踏まえると、優良農地の確保と高度利用による農業の安定経営を図る必要がある。

こうしたことから、目標年次の農業生産規模を確保する上で必要な農用地を 7,923ha、農業用施設用地を 277ha とし、そのために必要な畑地かんがい整備、農業基盤整備、農村環境基盤整備等を計画的に推進するほか、農振法・農地法の適切な運用により、農用地の宅地、商・工業用地等の農地外転用の規模を 46ha に抑えることとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設		山林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (令和 2年)	7,969	36	261	1	8,767	39	5,332	24	22,329	100
目 標 (令和12年)	7,923	36	277	1	8,783	39	5,346	24	22,329	100
増 △ 減	△ 46		16		16		14		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地のうち、a～cに該当する農用地で、次の地域について農用地区域を設定する方針である。

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 次に掲げる土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用の用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
 - ・客土、暗渠排水、深耕、礫の除去、心土破碎、床締め、切盛り等

- c a 及び b 以外の土地で、次に掲げる農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・果樹や茶等地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するために確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

ただし、c の土地であっても、集落区域内に介在する土地については農用地区域には含めない。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした、現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる 2ha 以上の農業用施設用地について農用地区域を設定する。

単位：ha

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設等の種類
アグリサポートセンター	小林市北西方尾中原	4.8	育苗施設
野尻町有機センター	小林市野尻町東麓大笹	3.6	家畜糞尿処理施設
計		8.4	

(エ) 現況山林、原野等についての農用地区域の設定方針

農地保全事業、かんがい排水事業等の受益地や中山間部に位置する農地を保全する上で必要な現況山林、原野等について、約 199ha を農用地区域として設定する。

また、今後も受益地や農地保全のため必要な現況山林、原野等については農用地として設定する方針である。

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農業振興地域内の農地に占める農用地区域内農地の割合は、約 75%となっており、目標年次における生産量については、農用地区域内農地における生産量で確保することとする。このため、土地利用型作物に関しては、これまで稲作や畜産を主体とする複合経営や農地の集積を促進してきているが、安定した農業経営を図る上では、今後も複合経営と農地の集約を進める必要がある。

同様に畑作物についても安定した農業経営を図るため、集団化を図るとともに高低差のある本市の地形を利用した立体園芸による総合的な野菜の産地づくりを推進していく。

単位：ha

区分 地区名	農 地			採草放牧地			農業用施設用地			計			山林・ 原野等
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況
小林市	5,946	5,946	0	92	92	0	180	180	0	6,218	6,218	0	199
計	5,946	5,946	0	92	92	0	180	180	0	6,218	6,218	0	199

出典：小林市調べ

イ 用途区分の構想

（ア）小林地区

本地区は、小林市の西側に位置している。水田については、これまでの基盤整備により団地性は高くなっており、適切な転作作物との組み合わせによる安定した水田農業経営の確立と中山間地域、山間地域と連携した立体園芸等による産地化の促進を図っている。

畑については、国営かんがい排水事業西諸地区関連により畑地かんがい施設の整備を実施中であり、ほ場整備による農地の集団化を進めながら収益性の高い施設園芸等の振興を図っていく。

また、北部と南部の山間地域は、畜産の中心地となっており畜産部門と連携した転作の推進による水田農業の安定経営を図るとともに、農地としての効果的な利用を促進する。

(イ) 須木地区

本地区は、小林市の北側に位置している。水田については、ほとんどが整備されているが、未整備のは場については基盤整備を実施し優良農用地として確保していく。

畑、樹園地については、山腹に点在しているため、中山間地域等直接支払制度等の活用により、農用地の保全や農道の整備を実施し生産性の高い優良農用地として確保していく。

また、肉用牛の生産も盛んなため、飼料作物の生産力を高め、飼料自給率の向上を図る。

(ウ) 野尻地区

本地区は、小林市の東側に位置している。水田については、これまで積極的に基盤整備を実施してきており、概ね整備が完了しているため、今後は残る僅かな未整備地区において計画的に基盤整備を実施する。

畑、樹園地については、特殊農地保全事業や第1次構造改善事業、国営かんがい排水事業大淀川左岸地区関連等で整備を実施してきたが、現在は国営かんがい排水事業西諸地区関連により畑地かんがい施設と併せては場整備等を実施中である。

また、畜産も基幹産業であるため、飼料作物畑としての利用を促進し、飼料自給率の向上を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域に指定する約 6,417ha の現況は、農地 5,946ha、採草放牧地 92ha、農業用施設用地 180ha、山林・原野 199ha となっている。

平坦部に位置する農地については、ほ場整備事業、農地保全事業等により生産基盤は整っており、団地性も高くなっている。また、中山間部に位置する農地については、比較的団地性は高いものの平坦部に比べて生産基盤整備の立ち遅れが見受けられる。

一方、山間部に位置する農地は、傾斜地を開発造成したものが多く、地域的には集団性を有しているものの、農業用排水、農道等の整備が遅れており、生産の不安定性は解消されていない。

畜産部門と耕種部門が連携した転作の推進や立体園芸等を踏まえた団地化、集団化等による安定生産と産地形成を図る上では、平坦部、中山間部、山間部を結ぶ農道網の整備・改修と団地化・集団化を踏まえた中山間部における用排水施設等の生産基盤の整備が急がれている。併せて、整備の完了した施設については、ストックマネジメント事業等を活用した長寿命化に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区名	受益面積		
かんがい排水	畑地かんがい	細 野 第 1	88ha	K01	畑地帯総合整備 平成26～令和 7年度
かんがい排水	畑地かんがい	小 林 東 部 第 1	98ha	K02	畑地帯総合整備 平成26～令和 7年度
かんがい排水	畑地かんがい	小林東部第2－1	48ha	K03	畑地帯総合整備 令和元～令和 8年度
かんがい排水	畑地かんがい	小林東部第2－2	56ha	K04	畑地帯総合整備 令和 2～令和 9年度
かんがい排水	畑地かんがい	入 佐 第 1－1	49ha	K05	畑地帯総合整備 平成29～令和 8年度
かんがい排水	畑地かんがい	入 佐 第 1－2	33ha	K06	畑地帯総合整備 平成30～令和 8年度
かんがい排水	畑地かんがい	千 歳 ・ 環 野 第 2	77ha	K07	畑地帯総合整備 令和10～令和15年度
かんがい排水	畑地かんがい	南 ケ 丘 第 二	75ha	K08	畑地帯総合整備 令和10～令和15年度
かんがい排水	畑地かんがい	南 ケ 丘 第 三	60ha	K09	畑地帯総合整備 令和12～令和17年度
かんがい排水	畑地かんがい	入 佐 第 2	98ha	K10	畑地帯総合整備 令和10～令和15年度
かんがい排水	畑地かんがい	細 野 第 2	31ha	K11	畑地帯総合整備 令和15～令和20年度
かんがい排水	畑地かんがい	大 河 平 第 2	47ha	K12	畑地帯総合整備 令和17～令和22年度
かんがい排水	畑地かんがい	岡 原 ・ 大 平	75ha	K13	畑地帯総合整備 令和10～令和15年度
かんがい排水	畑地かんがい	中 野 第 1	123ha	K14	畑地帯総合整備 令和10～令和15年度
かんがい排水	畑地かんがい	深 草	84ha	K15	畑地帯総合整備 令和14～令和19年度
かんがい排水	畑地かんがい	堤 第 2	24ha	K16	畑地帯総合整備 令和15～令和20年度
かんがい排水	畑地かんがい	中 野 第 2	44ha	K17	畑地帯総合整備 令和11～令和16年度
基 盤 整 備	ほ 場 整 備 畑地かんがい	川 間 東 1	41ha	N01	畑地帯総合整備 平成28～令和 7年度
基 盤 整 備	ほ 場 整 備 畑地かんがい	川 間 東 2	37ha	N02	畑地帯総合整備 平成28～令和 7年度
かんがい排水	水田かんがい	野 尻 原 1	39ha	N03	経営体育成基盤整備 平成30～令和 7年度
かんがい排水	水田かんがい	野 尻 原 2	22ha	N04	経営体育成基盤整備 令和元～令和 8年度
かんがい排水	水田かんがい	野 尻 原 3	74ha	N05	経営体育成基盤整備 令和 2～令和 9年度
かんがい排水	水田かんがい	野 尻 原 4	51ha	N06	経営体育成基盤整備 令和 4～令和 8年度

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区名	受益面積		
基 盤 整 備	ほ 場 整 備 畑 地 か ん が い	大 沢 津	51ha	N07	畑 地 帯 総 合 整 備 令和10～令和15年度
か ん が い 排 水	畑 地 か ん が い	水 流 平	67ha	N08	畑 地 帯 総 合 整 備 令和11～令和16年度
か ん が い 排 水	畑 地 か ん が い	東 麓 西 部	48ha	N09	畑 地 帯 総 合 整 備 令和13～令和18年度
か ん が い 排 水	畑 地 か ん が い	東 麓 東 部	92ha	N10	畑 地 帯 総 合 整 備 令和12～令和17年度

(注) 農業生産基盤整備開発計画図 別添

3 森林の整備その他林業の振興との関連

小林市森林整備計画書では、保育、間伐等人工林の適正な維持管理、主伐期を迎える人工林の増加に対応するため、路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムに対応可能な林道及び森林作業道の整備が計画されている。

森林地域は、農地を囲むようにして広がることから、農業振興の目的で計画する農道整備と林業振興を目的とする林道整備の連携を図り、効率的かつ効果的な整備を推進する必要がある。

また、水資源のかん養、治山といった公的機能を有する森林の整備状況は、農業の生産環境と密接に関係することからも、農業と林業が連携した生産基盤の整備を進める必要がある。

4 他事業との関連

農地及び農村集落については、市街地の周辺部に広がっている。このため、農村生活環境及び農業生産基盤の向上を目的として進める集落排水事業、かんがい排水事業、農道整備事業等については、市街地を中心にして進められる道路整備事業、公共下水道事業等との連携を図り、二重投資の回避を図るなど効率的かつ効果的な整備を進める必要がある。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

地域内の農地保全を目的に、これまでシラス対策事業、侵食防止事業等を進めてきた。早い時期から取り組んできたシラス対策事業については概ね完了している。

今後は、山間部の整備とあわせて中山間部の農地についても、排水不良による農用地の侵食を防止するための保全事業を進めるとともに、平坦部の生産基盤が脆弱な地区においては、経営体育成基盤整備事業によるほ場整備で優良農地を構築する。

また、多面的機能支払交付金を活用し、農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うなど、耕作放棄地の発生を未然に抑制する。

さらに、農業経営や技術の習得等を通じた人材育成と確保を進めるとともに、地域農業集団の拡充と農作業の受委託化や農地の流動化を促進し、農用地の利用促進と耕作放棄地の解消を図る。

2 農用地等保全整備計画

該当なし。

3 農用地等の保全のための活動

小林市農業経営改善支援センターや農業委員会及び関係機関等により、認定農業者制度を活用した認定農業者の掘り起しや農地の流動化・利用権設定を進め、耕作放棄地を含めた農用地の保全を図る。

また、耕作放棄地発生の要因となる就業者不足や高齢者対策として、現在組織化されている13の集落営農組合が実施している技術研修、リーダー研修、農用地流動化推進といった活動を支援するとともに団体の拡充を図り、農作業の受委託化・共同化を推進する。

さらに、家族経営協定の締結推進、補助労働力の提供による役割分担の明確化等により女性農業者の育成や高齢者の活動促進を図り、農業経営の環境の改善に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ水源かん養、治山、治水といった公益的機能は、農地の保全と深く関わっており、森林の整備状況の良否は、農業環境に大きな影響を与える。しかしながら、農業と同様に林業においても、就労者不足、高齢化が深刻な課題となりつつあり、農林業の振興の観点からも重要な課題となってきた。

このため、生産基盤の整備を図る一方、農業側の各種団体と森林組合等が連携し、年間を通じた労働力の計画的な配分、施設の合理化や共同利用、協業化による省力化、関係生産団体による作業の受委託等による就労者不足対策、高齢化対策を進めるとともに、福利・厚生面での就労条件の改善による新規就労者の確保を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

小林市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営体が本市の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。

このため、認定農業者制度の定着化を図るとともに、各種事業を積極的に導入し経営規模拡大を志向する意欲ある農業者や認定農業者の農業経営改善計画を促進する。

さらに、関係機関との連携を強化し、経営管理能力の向上や経営基盤強化等による経営条件整備を行い、地域農業の活性化を担う農業法人の育成を図ることとする。

営農類型別経営規模の目標は、次のとおりとする。

営農類型		目標規模 (ha)	作物編成
個別経営体	水稲複合型	6.40	水稲 300 a 水稲受託 800 a 肉用繁殖 30頭 飼料 800 a
	茶専業型	9.00	茶 900 a
	茶複合型	4.20	茶（委託加工） 350 a ハウスにら 2,646m ² 繁殖牛 10頭 水稲 50 a 飼料 200 a
	葉たばこ複合型	4.00	たばこ 230 a だいこん（生漬用） 350 a 肉用牛繁殖 10頭 水稲（委託） 50 a
	露地野菜専業型	8.00	加工人参 100 a キャベツ 300 a ほうれん草 400 a 加工大根 200 a ごぼう（春まき） 100 a
	露地野菜複合型	9.00	さといも（石川） 150 a ほうれん草（加工） 300 a だいこん（生漬用） 300 a ごぼう（春まき） 100 a 肉用牛繁殖 15頭 水稲（委託） 50 a 飼料 300 a

営 農 類 型		目標規模 (ha)	作 物 編 成
個別 経営 体	施設野菜複合型	0.60	きゅうり（露地） 30 a きゅうり（ハウス） 2,646m ²
	施設野菜専業型	1.00	アールスメロン（春作） 60 a アールスメロン（秋作） 60 a ピーマン（雨よけ） 40 a
	花き専業型	0.50	電照菊 50 a
	施設果樹複合型	1.00	マンゴー（早期） 1,764m ² マンゴー（後期） 1,764m ² アールスメロン（春作） 30 a アールスメロン（秋作） 30 a
	果樹専業型	1.80	なし 50 a ぶどう（大型トンネル） 50 a ぶどう（トンネル） 30 a ぶどう（ハウス） 50 a
	酪農複合型	12.00	乳用牛 30頭 肉用牛繁殖 10頭 飼料 1,200 a
	肉用牛繁殖専業型	6.60	繁殖牛 50頭 飼料 660 a
	肉用牛繁殖複合型	6.45	肉用牛繁殖 30頭 さといも（早生） 50 a ごぼう（春まき） 50 a 飼料 545 a
	肉用牛肥育専業型	—	肥育牛 200頭
	養豚専業型	—	母豚（一貫） 120頭
	養鶏専業型	—	ブロイラー（常時） 50,000羽
組織 経営 体	(農)集落営農・水稻複合型	10.00	水稻 1,000 a 水稻全作業受託 2,000 a 飼料作受託 1,000 a
	(有)肉用牛肥育専業型	—	肥育牛 500頭
	(株)露地野菜専業型	19.00	ばれいしょ（春作） 400 a にんじん（夏播き） 400 a さといも（早生） 200 a ごぼう（春播き） 200 a ごぼう（冬トンネル） 100 a だいこん（加工秋播き） 500 a

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月 小林市）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では、経営規模拡大と農地の効率的な利用を図るため、農地移動適正化斡旋事業、利用権設定等促進事業等の農用地の流動化事業を促進してきたところである。今後もこれらの事業に取り組み、農地の集積・集約による経営規模の拡大を図ることとする。

また、農作業の受委託数量は増加傾向にあるが、共同化のための組織数については、減少している。就農者の不足と高齢化により、今後も農作業の受委託数量は増加していくものと考えられるため、集落営農組織、農業生産組織の諸活動を支援するとともに、これらの生産組織の拡充に努め、耕地利用率の向上を図ることとする。

一方、畑作を中心として地力の低下による連作障害が課題となってきた。

今後は、農地の集積・集約による集団化とブロックローテーション（※1）を促進するとともに、良質堆肥の施用、反転客土等による土質の改善等の土づくりを図り、地力の回復・維持増進に努めることとする。（※1：ブロックローテーションは、巻末用語解説を参照）

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営基盤強化促進事業等により中核的農家に対して農用地の利用集積・集約を図るため、「小林市農業経営改善支援センター」、「小林市」、「小林市農業委員会」その他関連機関により広報誌、パンフレットによるPR活動を推進するとともに、経営改善支援、技術支援、研修会等を通じた育成指導を図る。

また、今後は農地中間管理事業を活用して地域内の分散した農地の集積・集約を推進する。具体的には以下の方針により実施する。

ア 平坦地では、田畑ともに基盤整備率が高く、生産性の高い優良農地であるため、ほ場の大区画化による生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 中山間地においては、特に農用地利用改善事業を推進し、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営農用地の利用集積・集約を図るため、農用地利用改善団体の設立を推進する。

さらに、担い手が不足している農用地利用改善団体にあたっては、関係者の合意の下に、地域内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営団体として、特定農業法人の設立を検討する。

ウ 農地中間管理事業の活用により、地域の担い手間で分散錯綜している農地利用を整理し、担い手への農地集積・集約の促進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業においては、就農者の不足、高齢化に起因する耕作放棄地対策及び農地の集積・集約による安定経営のための条件整備として、生産組織の拡充による農作業の受委託の促進、共同作業化等を図っているところであるが、林業においても同様の施策が採られている。したがって、林業・農業が連携し、計画的な労働力の配分による労働力の補完を図り、農林整備率の向上と経営基盤の健全化に努める必要がある。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

主要作目毎の農業近代化施設の整備の方向は、次に示すとおりである。また、各種施設の整備に当たっては、地球温暖化対策の推進のため、温室効果ガスの排出の抑制等に資するよう努める。

(1) 水稲

需要のある米については、うまい米・売れる米づくりを基本理念とし、減農薬、減化学肥料及び有機栽培等の環境保全型農業を推進するとともに、需要のある米以外については、加工用米や新規需要米等の作付けを推進する。また、高齢化対策も踏まえた機械施設の活用や農作業受託組織による田植え、収穫作業等の省力化・低コスト化を進める。

さらに、担い手等への農用地の集積・集約を図るとともに、優良品種の導入、低コスト生産技術の確立等による生産性の向上を図れるように誘導する。

また、共同乾燥調整施設の利用による乾燥保管、集出荷体制が確立されているが、今後も集出荷の合理化を推進し、消費者ニーズの高い品種の安定した出荷に努める。

(2) 野菜

ごぼう、さといも、だいこん等の根菜類やメロン、イチゴ、きゅうり等の果菜類が主要な作目となっている。これまで、地理的条件を活かした立体園芸産地の確立に努めてきたが、新規就農者の不足や高齢化が進行していることから、今後は、栽培施設、育苗施設等の整備や省力化を目的とする機械化作業一貫体系の導入を推進して、農作業の集約化、効率化、生産組織の育成等生産体制の強化を図る。

また、消費者の求める安全・安心な農作物を提供するため、良質堆肥の使用による土づくり対策を進めるなど環境保全型農業を推進する。

集出荷施設については、これまで選果施設や集出荷施設の整備・充実を図ってきており、今後も必要に応じた整備を進める一方、品質の維持とブランド化を確立するため、共同販売率の向上に努め、周年出荷体制の確立を図る。

(3) 花き

消費者ニーズを踏まえた優良種苗の導入を図り、肥培管理の徹底など生産技術の高度化・平準化により良質花きの集団産地形成と安定生産を図る。

また、農地の集積・集約等による経営規模の拡大を図るとともに、生産設備の近代化による作業の省力化・低コスト化に努める。

集出荷については、市場動向把握のためのネットワークを有効に活用し、作型、品目、品種の統一した共同出荷体制の確立に努める。

(4) 果樹

栽培管理や土壌管理といった生産技術の向上に努めるとともに、消費者ニーズや市場の動向を踏まえた優良品種の導入、生産施設の近代化による品質の安定化及び作業の省力化・低コスト化による生産性の向上に努める。

また、大規模な観光農園が形成されており、観光産業との連携による積極的な情報発信等を行い銘柄の確立を図る。

集出荷については、生産組織の統一、ハウス及び防災施設等の整備による安定生産と安定経営の確立を図る。

(5) 茶

農地の集積・集約等による経営規模拡大に努めるとともに、新植にあたっては立地条件に合った最適品種の選定を行う。加えて、大型汎用管理機の導入による省力化・低コスト化を進める等の栽培技術と加工技術の向上を図るとともに、凍霜害による品質低下を防ぐため、防霜ファンや畑地かんがい用水を活用したスプリンクラー等の施設整備を行い、高品質茶の安定的生産を図る。

また、国民の健康志向の高まりから、更なる生産拡大も見込まれる作目であり、消費者ニーズに対応した健康でクリーンな良質茶を生産することにより、産地銘柄を確立する。

集出荷については、生産者間の連携による高品質化、共販体制の強化による規格の統一化及び省力化・低コスト化を図る。

(6) 畜産

○肉用牛

枝肉データや遺伝的能力の解析の活用に加え、ゲノミック育種価評価法も取り入れ、高能力牛や優良牛の選抜・保留を徹底し、雌牛群の改良更新、高能力肥育牛群の育成を図るとともに、飼養管理技術の向上により高品質化を推進する。

また、飼料自給率の向上と施設整備を図り、スマート技術を活用した省力化、生産性の向上に努めるとともに脱炭素化、環境負荷軽減に向けた取組を推進する。

集出荷については、生産組織を強化し、肉質の向上と経営内一貫生産を促進し、価格の安定に努める。

また、口蹄疫等の家畜伝染病に対する防疫体制を強化し、水際・地域防疫の徹底や牛伝染性リンパ腫等の各種伝染病の地域における清浄化を行うことで全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営の再構築を図る。

○乳牛

優良雌牛の導入や能力評価された優良種雄牛の精液活用により高能力乳牛群の育成を図るとともに、和牛受精卵移植の活用による評価の高い和牛子牛の生産により経営基盤の安定を図る。

集出荷については、乳価は長引く物価高騰等により生産コストに見合う状況ではないため、高品質な生乳を安定的に生産し、飼料自給率の向上を図るほか、搾乳ロボット等のスマート技術を活用した省力化、生産性の向上に努めるとともに脱炭素化、環境負荷軽減に向けた取組を推進する。

また、肉用牛同様、口蹄疫等の家畜伝染病に対する防疫体制を強化し、水際・地域防疫の徹底や牛伝染性リンパ腫等の各種伝染病の地域における清浄化を行うことで全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営の再構築を図る。

○養豚

経営の安定を図るため、優良豚の増殖育成により経営規模の拡大、ブランド化の推進とスマート技術を活用した省力化、生産性の向上に努めるとともに脱炭素化、環境負荷軽減に向けた取組を推進する。

集出荷については、コストの低減を図るとともに、生産量の維持・拡大に向けた販路の維持確保に努める必要がある。

また、肉用牛同様、口蹄疫等の家畜伝染病に対する防疫体制を強化し、水際・地域防疫の徹底を行うことで全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営の再構築を図る。

○養鶏

ブロイラーの国内需要が広がる中、経営規模の拡大、高品質鶏肉の安定生産のための育成技術の向上と、スマート技術を活用した省力化、生産性の向上に努めるとともに脱炭素化、環境負荷軽減に向けた取組を推進する。

集出荷については、流通経路の合理化、加工施設の拡充等を更に推進し、集出荷コストの低減を図るとともに、販路の拡大に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫体制を強化し、水際・地域防疫の徹底を行うことで、安全・安心な経営の構築を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農家世帯及び農業人口は、令和2年度を基準とした場合、過去10年間で農家世帯が4.7%、農家人口では3.3%の減であるが、全産業に占める割合は、世帯で約9%、人口構成比でも約18%となっており、主要な産業の1つになっている。

しかしながら、農業従事者の高齢化が進行するなか、本市農業の持続的な展開を図るためには、所得、労働、生活環境などを魅力あるものにしていくことが重要である。このため、認定農業者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化、6次産業化、農業後継者のみならず農業外からの新規就農者も含めた就農の推進、農業経営及びこれに関連する活動への女性の参画機会の拡大、高齢者の活動の場の確保などを図る。

新規就農や農業研修等に関する相談・あっせん活動、情報提供等の積極的な取組を行うとともに、実践的な栽培技術・家畜飼養管理技術や農業簿記等の経営管理技術の習得に向けた研修や食品加工実習、受入農家での農業体験実習などについても、今後、より積極的に取り組むこととする。

本市農業の将来を担う意欲と能力のある経営者が求められているなかで、認定農業者の育成や農業外からの新規就農による担い手の育成・確保を図るために必要な研修施設等の整備を推進するとともに、市内40の地区で策定を進めている「地域計画」に基づき、地域農業の中心となる担い手の育成や、その担い手と連携する農業者を支援し、農業経営基盤の強化及び農業構造の再編を進める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

認定農業者の農業経営や技術習得を通じた就農活動を促進し、人材の育成と確保を行う。また、農業委員会により農地の情報提供、農地中間管理事業を活用した営農しやすい環境の整備、技術指導その他新規就農者の自立に必要な以下の諸施策を積極的に推進する。

①認定農業者の育成

地域の関係機関・団体が一体となって農業者の自主的な経営改善を支援する制度の一層の普及推進を図るとともに、支援策の効果的な活用等を促進する。

②農業経営の法人化

農業経営の法人化を積極的に推進するほか、農地や農作業の受け手として、また新規参入者等の受け皿としての機能に着目して、地域農業の中核的な役割を担う地域連携型法人（特定農業法人）の育成を支援する。

③新規就農の促進

「地域計画」との整合性を図りつつ、関係機関・団体との連携の下に行う新規就農希望者等に対する新規就農や体験学習に関する情報提供・相談活動、就農研修に対する支援を行うほか、市外からの新規参入、U・Iターンの促進を支援する。

また、新規就農者の経営開始時の負担軽減を図る新規就農者育成総合対策事業等、総合的な就農支援対策を推進する。

なお、小規模での農業参入を求める新規就農希望者等に対応し、地域としての受入体制の整備など、幅広い新規就農者の確保に向けた環境の整備を促進する。

農業後継者等に対する農業技術・経営管理の習得など優れた人材を育成する農業研修教育や専門的な技術研修などを推進する。

④農業体験学習の推進

小学生等の農業・自然科学に対する理解の促進や将来の農業者の確保に資するため、関係機関・団体が連携し、小中学校・高等学校内外における農業体験学習等を推進する。

⑤女性農業者の育成・参画推進

経営や地域社会等への女性の参画を促進する。

⑥高齢者活動の推進

高齢者の農村における活動の場を確保し、その経験と技術を活かした生産活動等を推進する。また、経営規模を縮小する農家等については農地集積協力金等を活用して、地域の中心となる担い手等との連携を図る。

⑦集落営農組織の育成

集落を単位とした効率的かつ安定的な営農組織を育成するため、必要な機械施設の整備等により、集落における農業機械の共同所有や作付け地の団地化等のための土地利用調整活動等を推進する。

⑧コントラクター等の育成

農作業の効率化、労働の軽減など、ゆとりある農業経営を実現するため、農作業受託組織の育成を図る必要がある。このため、コントラクター（※2）の運営に関する支援活動を行う。加えて、酪農においては、休日の確保、労働の軽減など、ゆとりある経営を支援する酪農ヘルパー組織の育成を図るため、ヘルパー制度などの普及・拡大を推進する。（※2:コントラクターは、巻末用語解説を参照）

3 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な農業経営を実現するため認定農業者に対する農用地の集積・集約を図るほか、農地利用効率化等支援事業等各種の支援事業を通して、多様な担い手の確保・人材育成のための支援を行うため、「きりしま農業推進機構」、「小林市農業再生協議会」等と連携し、以下の支援活動を積極的に推進する。

①新規就農者研修施設

認定農業者の育成に加え、農業外からの新規参入者等を含めた次世代の農業を担う経営体の育成・確保を図るため、栽培技術・経営管理技術等の習得のための実習ほ場、研修施設、滞在施設などの整備を推進する。

②農村女性及び高齢者活動支援施設

地域で生産された農畜産物の加工施設、産地直売などを進める農村女性や高齢者の活動を支援するための施設及び高齢者の健康管理等に資する施設などの整備を推進する。

③スマート農業の推進

I C Tやロボットなどの先端技術を農業分野に導入することにより、無人化・省力化や規模拡大・生産性の向上を図り、農業の担い手や労働力不足の解消に加え、熟練農業者の技術伝承の観点からも、スマート農業の円滑な導入を促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業就業者、林業労働者については農家労働に依存する形で林業が成り立っており、農林業が連携して担い手の確保・人材育成のための支援を行う必要がある。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業は、稲作及び畜産を主軸とした複合型農業を基幹としてきたが、農産物需要の不均衡にともなう生産調整や価格の低迷で厳しい現実直面している。

また、構造的な不況により安定的な就業の展望が見込まれない現状であるが、地場産業の振興、育成を促進し、農業従事者の安定的な就業の機会の確保を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市においては、若者の都市への流出などにより、人口の減少や高齢化が進み、地域の活力の減退が懸念されている。

こうした状況に対処するため、農業経営の規模の拡大や土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進により「効率的かつ安定的な農業経営」を育成し、情報技術等の活用による気象・栽培技術・飼養管理技術・市況等の情報収集、農業以外の産業との交流・連携、海外視察・研修などを通じた、農業従事者の農業生産技術や農業経営管理技術の向上を図る。

また、消費者のニーズに対応した農産物の生産維持・増大を図り、生産・流通・加工体制の確立を図るとともに、生産・販売を効率的かつ効果的に展開するため農業の情報化を推進する。

さらに、農業従事者自らによる農畜産物加工分野への進出や都市住民との交流を促進するなど、次に掲げる事項を推進することにより、農業従事者の所得向上、就業機会の確保・拡大を図る。

①地域の技術力向上への支援

食品製造における新製品・新技術の開発などに対する、試験研究機関による指導等を推進する。

②農畜産物加工や販売拡大への支援

滞在型宿泊施設等に供給する地域内食材の加工等や産地形成の促進に向けた地域農畜産物のPR、販路拡大などを推進する。

③都市と農村との交流の促進

都市と農村との交流情報の受発信体制の強化や受入体制の整備により、都市側の住民等の農作業体験などの農業・農村体験学習、牧場での広大な草地や家畜とのふれあい、学童等の交流・体験学習など、グリーン・ツーリズムを推進する。

また、地域特産物の展示、伝統文化の伝承、特産物の手作り体験など、地域特有の資源を活用した都市住民との交流推進機能を有する施設・市民農園、学童等の自然科学に対する理解に資するための体験農園・自然体験学習施設等の整備を推進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

近年のウッドショックの影響により木材価格の高値が続き、伐採量が増加しているにも関わらず、人材不足等の様々な要因により林業を取り巻く環境も厳しい状況にある。林業就業者、林業労働者が農家労働に強く依存している状況から、農林業が協調して安定的な就業を促進する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市農業の持続的な展開のためには、農村地域の安住条件を整備することが重要であり、本市の農村形態に沿った生活排水処理施設や農村活性化のための農村公園・広場などの生活環境施設の整備が必要である。

特に、若い世代の定着を図るためには、都市と農村との交流を推進するとともに、社会・生活習慣の改善等により開かれた社会づくりを進め、男女共同参画を促し、魅力ある環境を整備していくことが重要である。

農村は、自然環境、生産基盤、生活環境が密接な関連のもとに存在する空間であることから、このような特性を活かし、施設整備を効率的に進めるため、農業従事者をはじめ地域住民の自主性や創意工夫に基づき、農業生産基盤と生活環境施設の一体的な整備を推進する。特に、生活環境施設の整備を総合的かつ効率的に進めていくためには、周辺市町村との連携・機能分担等を図る広域的な取組による方法を含め、施設等の適正かつ効率的な配置を図ることが重要である。

本市は、自然環境や交通の便には比較的恵まれており、生活環境はおおむね良好である。しかしながら、都市化の流れの中で生活様式も変化してきており、生活雑排水の処理、ごみ対策等生活環境を良好に保つ施策が重要となっている。こうした中、平成6年度より着手してきた公共下水道は一部供用を開始しているが、今後も着実な事業の実施に努める。

この他、以下の生活環境施設等についても、必要に応じて緊急性の高い施設から整備を進める。

①農村公園・広場等

緑や水などの豊かな自然資源を有する農村空間の特性を活かし、住み良い生活環境の形成や農村の活性化に資するため、農村公園・広場、農業集落道、緑地・水辺空間などの施設の整備を推進する。

②女性、高齢者等の活動促進・支援施設

女性、若者等の活発な活動や高齢者の知恵を活かした農村の活性化を促進するため、女性、高齢者等の活動を促進・支援する施設の整備を推進する。

③都市住民等との交流施設

都市と農村との交流の推進により、都市住民との相互理解の促進や農村の活性化を図るため、地域特産物の展示、伝統文化の伝承、特産物の手作り体験など、地域特有の資源を活用した都市住民との交流推進機能を有する施設などの整備を推進する。

④生活排水処理施設

都市部に比べ大きく立ち遅れ、農村地域の活性化を図る上で大きな課題となっている散居の形態に沿った生活排水処理施設の整備を効率的かつ効果的に推進する。

⑤資源リサイクル施設

食品残さや農産物の加工残さ、家畜排せつ物等の有機性資源のリサイクル利用を図るため、これらを肥料化するためのコンポスト化施設などの整備を推進する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業・林業が調整し、効率的かつ効果的な生活環境の整備に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

かんがい排水事業、ほ場整備事業等による整備内容と都市計画事業、公共下水道事業等による整備内容を調整し、効率的かつ効果的な整備を図る必要がある。

<用語解説>

(※1) ブロックローテーション

生産性の向上や、設備の有効利用のために小さなブロックごとに、一定期間毎に作付けの持ち回り等を行い、連作障害の防止や効率化を図ること。

(※2) コントラクター

飼料生産に係る作業の効率化及び低コスト化を図るための育成・強化を通じた飼料増産を図り、飼料自給率の向上並びに畜産業の安定的な発展に寄与することを目的とする組織。

メリットとしては、ア) 農作業の効率化、イ) 良質粗飼料の確保共同作業の実施による、収穫期間の短縮と良質粗飼料の確保、ウ) 良質粗飼料の給与による出荷乳量の増加、エ) 経費の節減、オ) 粗飼料の組み合わせが自由、カ) 女性のほ場作業からの解放（家畜管理作業に集中できる）、キ) 機械作業時間の短縮による受託作業のオペレータとして出役できる、等があげられる。

第9 附図

- | | | |
|---|-------------------|------------------|
| 1 | 土地利用計画図 | (附図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (附図2号) |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (附図3号) ……………該当なし |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | (附図4号) ……………該当なし |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | (附図5号) ……………該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | (附図6号) ……………該当なし |